

源泉徴収事務に係る自己点検結果等について

今般、金沢税務署長から所得税の源泉徴収が適切に行われているか自己点検を実施してほしいとの依頼があり、全庁調査した結果、源泉徴収漏れがあることが判明した。

1 自己点検の概要

- (1) 対象所属 知事部局、教育委員会、警察本部等全所属
- (2) 対象所得税 平成22年1月1日～26年9月10日支払分
- (3) 点検期間 平成26年9月1日～9月30日
- (4) 点検の内容
 - ① 測量士、建築士、不動産鑑定士など所得税法第204条第1項第2号に規定する業務に関する報酬又は料金に係る所得税の源泉徴収
 - ② 報酬、料金及び給与等の復興特別所得税に係る源泉徴収
 - ③ 通勤手当の非課税限度額を超える金額に係る所得税の源泉徴収

2 自己点検による源泉徴収漏れの状況

- (1) 金額、件数
260, 105円、延べ34件
- (2) 主な事例
 - ・ 測量等を委託した事業者が個人である場合に、当該報酬について所得税の源泉徴収を行わなかった
 - ・ 復興特別所得税分（平成25年1月導入）に係る徴収漏れ

3 今後の対応

- (1) 源泉徴収漏れ対象者に対して徴収漏れの経緯を説明し、徴収漏れ額を県へ納付
- (2) 源泉徴収税額等は11月末を目途に税務署へ納付

4 改善策

- (1) 全職員に対する注意喚起を行う源泉徴収制度の周知徹底を図る通知文書を各部局長あてに発出。
- (2) 源泉徴収制度について研修等を実施し、職員に対する制度の徹底と各所属におけるチェック体制の強化を図る。
- (3) 出納室での支出審査を強化すると共に、出納室が実施している出先機関の会計実地検査においても、重点項目に掲げ、点検を強化。

事務担当：出納室出納決算グループ 電話（直通）076-225-1557 （内線）5411 松尾 中出
